

【事案Ⅱ－３】後遺障害共済金請求

・2025年9月17日 和解解決

<事案の概要>

申立人が被共済者の終身共済にかかる後遺障害共済金を請求したところ、被共済者が80歳に達する日の属する共済年度の末日までに共済事由が発生したとして、被申立人から共済金1,138万円が支払われたものの、申立人は、80歳に達する日の属する共済年度の翌共済年度以降に共済事由が発生した場合の共済金1,220万円の支払いではなかったことを不服とし、その差額の支払いを申立てたもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

被申立人は、終身共済の後遺障害・重度要介護共済金（疾病）による支払請求金額の不足分を申立人に支払えとの判断を求める。

2. 申立ての理由

- (1) 2024年6月20日、被申立人に後遺障害共済金を請求したところ、共済証書に記載されている共済金額より80万円余り少ない金額の共済金が振り込まれた。
- (2) 担当者によると、診断書の日付が6月5日であり、6月14日以降でない共済金満額は支払われないとの説明だった。
- (3) そのため、6月15日付の診断書を同担当者に再提出したが、日付を変えても診断内容が同じなら不足分は支払われないと言われた。担当者の言うとおりにしたにも関わらず、共済金満額が支払われないのは不服である。

<共済団体の主張>

1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の主張は認められないとの裁定判断を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

- (1) 本案件における終身共済の約款・事業規約では、被共済者が責任開始時以後に生じた疾病または傷害により、被共済者が80歳に達する日の属する共済年度の末日までの期間に第1級後遺障害または重度要介護状態に該当した場合、支払う共済金の額は本件約款・事業規約の別表により計算される旨の規定が存在する。
- (2) 2024年6月5日付診断書によれば、被共済者は2021年11月時点で寝たきりの状態にあったこと、2024年6月5日の日常生活動作検査でも全項目不可能と評価されていることが判明した。
- (3) このため、被共済者は80歳に達する日の属する共済年度の末日までに該当する期間に重度要介護状態に至ったものと判断し、本件約款・事業規約第2条に基づ

き、申立人に1,138万円を支払ったものである。

(4) なお、申立人から再提出された診断書の日付は、80歳に達する日の属する共済年度の翌共済年度以降である2024年6月15日付ではあるが、日常生活動作検査日は、当初の診断書に記載されたものと同じであり、評価内容も同一である。

<裁定の概要>

審議会において、申立人、被申立人双方から提出された書面や証拠資料を精査し、慎重に審議を行った。その結果を踏まえ、できる限り早期に、かつ円満な解決を図る観点から、和解による解決を両当事者に打診したところ、両当事者は合意し和解解決となった。